

(平成31年4月以降申請用)

所持免許状を基礎にして、

在職年数と修得単位で

隣接校種免許状を取得する場合

(幼稚園・小学校・中学校・高等学校)

<目次>

I 共通事項

1 概要	1
2 単位の修得	1
3 在職年数	2

II 取得しようとする免許状の種類別の必要単位数等

第1 幼稚園教諭免許状を取得する場合	6
第2 小学校教諭免許状を取得する場合	7
第3 中学校教諭免許状を取得する場合	8
第4 高等学校教諭免許状を取得する場合	11

第4章 所持免許状を基礎にして、在職年数と修得単位で隣接校種の免許状を取得する場合（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）

I 共通事項

1 概要

基礎となる免許状を取得した後、当該校種及び教科においての在職年数（3年以上）と所定の単位を修得して隣接校種の二種免許状（高等学校教諭は一種免許状）を取得します（法第6条、別表第8を根拠に、教育職員検定による取得）。

取得しようとする免許状	基礎となる免許状
幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭免許状（専修・一種・二種）
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭免許状（専修・一種・二種）
	中学校教諭免許状（専修・一種・二種）
中学校教諭二種免許状	小学校教諭免許状（専修・一種・二種）
	高等学校教諭免許状（専修・一種）
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭免許状（専修・一種）

教育職員検定の場合、免許状取得に必要な在職年数と所定の単位の詳細は、都道府県によって異なります。この御案内は、神奈川県教育委員会における内容です。

また、神奈川県教育委員会に免許取得の申請ができるのは、神奈川県内にお住まいの方又は神奈川県内の学校に教員として勤務する方となります。

（注）以下では、次のとおり法令を略称で表示します。

略称	法令名（正式名称）	備考
法	教育職員免許法	
規則	教育職員免許法施行規則	文部省令
細則	教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則	神奈川県教育委員会規則

2 単位の修得

(1) 単位の修得時期

基礎となる免許状を取得した後に修得した単位が有効です。

（基礎となる免許状の取得以前に修得した単位は使用できません。）

※ 基礎となる免許状の取得後であれば、改正法施行日（平成14年7月1日）より前でも可。

(2) 単位が修得できる大学等

法別表第8により免許状を取得する場合の必要単位は、認定課程を有する大学等のほか、認定課程を有しない大学、認定講習等で修得できます。ただし、小学校教諭免許状を基礎として、中学校教諭二種免許状を取得しようとする場合の「教科に関する専門的事項」は、一般的包括的内容を含みながらそれぞれ1単位以上修得する必要があることから、一般的包括的内容を含んだ科目を開設している「認定課程を有する大学等」又は「認定講習等」で単位修得をしてください。

修得単位は、「学力に関する証明書」の発行により証明されることが必要です。

3 在職年数

隣接校種の免許状を取得する場合、「基礎となる免許状を取得した後、当該校種及び教科における在職年数（3年以上）」が必要です。

なお、「基礎となる免許状の校種及び教科の在職年数（3年以上）」に加えて、「取得しようとする免許状の種類に応じた在職年数」がある場合は、必要単位が軽減されます。

在職年数の区分	説明	在職年数となる学校	在職年数となる職等
基礎となる免許状の校種及び教科の在職年数	3年以上必要（ない場合は、隣接校種の免許状の取得はできません）。	P.2 (1)	基礎となる免許状を取得した後（※1）、「基礎となる免許状での在職年数となる学校」における「主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く）、指導教諭、教諭又は講師」（※2）（※3）として良好な成績で勤務した最低在職年数
取得しようとする免許状の種類に応じた在職年数	1年以上ある場合は、必要単位が軽減されます。	P.3 (2)	基礎となる免許状を取得した後、平成28年4月1日以降に「取得しようとする免許状の種類に応じた在職年数となる学校」における教員（※4）として良好な成績で勤務した最低在職年数

※1 改正法施行日（平成14年7月1日）より前でも可。

※2 「基礎となる免許状」が幼稚園教諭免許状の場合は、「主幹教諭～講師」に幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含みます。

※3 「主幹教諭～講師」としての在職年数には、臨時免許状での助教諭としての在職年数を含みません。

※4 「教員」としての在職年数には、臨時免許状での助教諭としての在職年数を含みます。また、「取得しようとする免許状」が幼稚園教諭二種免許状の場合は、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含みます。

(1) 基礎となる免許状の校種及び教科の在職年数となる学校

基礎となる免許状	在職年数となる学校			
幼稚園教諭免許状（専修・一種・二種）	幼稚園	特別支援学校の幼稚部	幼保連携型認定こども園	
小学校教諭免許状（専修・一種・二種）	小学校	特別支援学校の小学部		義務教育学校前期課程
中学校教諭免許状（※）	中学校	特別支援学校の中学部		義務教育学校後期課程 中等教育学校前期課程
高等学校教諭免許状（専修・一種）	高等学校	特別支援学校の高等部		中等教育学校後期課程

※ 「取得しようとする免許状」が小学校教諭二種免許状の場合は、（専修・一種・二種）
「取得しようとする免許状」が高等学校教諭一種免許状の場合は、（専修・一種）

(2) 取得しようとする免許状の種類に応じた在職年数

取得しようとする免許状	在職年数となる学校					
幼稚園教諭二種免許状	幼稚園	特別支援学校の幼稚園部	幼保連携型認定こども園			
小学校教諭二種免許状	小学校	特別支援学校の小学部		義務教育学校 (※1)		小学校における教育と一貫した教育を施す中学校 (※2)
中学校教諭二種免許状	中学校	特別支援学校の中学部		義務教育学校 (※1)	中等教育学校 (※1)	中学校における教育と一貫した教育を施す小学校 (※2) 中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校 (※3)
高等学校教諭一種免許状	高等学校	特別支援学校の高等部			中等教育学校 (※1)	高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校 (※3)

※1 義務教育学校や中等教育学校は、対象学年（課程）が異なっても、9年又は6年間の一貫した教育を行っており、その学校の経験を幅広く評価できることから、この表の義務教育学校と中等教育学校は前期課程・後期課程を問いません。

※2 学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定によるもの

※3 学校教育法第71条の規定によるもの

(参考) 取得しようとする免許状の種類に応じた在職年数となる場合

取得しようとする免許状の種類に応じた在職年数となる場合の例	説明（関係法令）
中学校教諭（音楽）免許状を有する者が、小学校で音楽の専科担任を行う場合	専科担任（法第16条の5第1項）
特別支援学校教諭普通免許状（知的）と小学校教諭免許状を有する者が、特別支援学校（知的）中学部の教諭となる場合	特別支援学校普通免許状（知的）のほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者が、特別支援学校で専ら知的障害者に対し、自立教科等以外の教科の教授又は実習を担当する教諭又は講師となることができる（法第17条の3）。
小学校教諭免許状を有する者が、中学校で特別非常勤講師を行う場合	教科の領域の一部の事項又は実習を担当する非常勤講師は、相当免許状を有しない者をあてることができる（法第3条の2）。
「基礎となる免許状」を取得した後、「取得しようとする免許状」の校種の助教諭臨時免許状を取得し、助教諭となる場合(※)	臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り（中略）授与する（後略）（法第5条第6項）。

※ 「基礎となる免許状」を取得する前の、助教諭の在職年数は使えません。

(3) 在職年数の考え方

在職年数の考え方	具体例
<p>「基礎となる免許状」を活用していない在職年数は含めることができません。</p>	<p>✓ 隣接校種の免許状を取得する場合は、「取得しようとする免許状」の校種・教科を基準にして、「基礎となる免許状」の在職年数の通算方法が決まります。</p> <p>✓ 小学校教諭二種免許状を取得しようとする場合に、「中学校教諭一種免許状（理科）で2年、中学校教諭二種免許状（数学）で1年」の在職年数がある場合は、基礎となる免許状での在職年数が3年になります。</p> <p>⇒ <u>小学校教諭二種免許状を取得する場合は、小学校で複数教科を教えるため、基礎となる免許状（中学校教諭免許状）の複数教科の教授期間を通算できます。</u></p> <p>✓ 中学校教諭二種免許状（社会）を取得しようとする場合に、「高等学校教諭一種免許状（公民）で2年、高等学校教諭一種免許状（地理歴史）で1年」の在職年数がある場合は、基礎となる免許状での在職年数が3年にはなりません。</p> <p>⇒ <u>中学校教諭二種（又は高等学校教諭一種）免許状を取得する場合は、高等学校教諭や中学校教諭が教科担任制なので、「基礎となる免許状」の種類は同じ（一つの教科）でなければなりません。</u>上記の例では、公民又は地理歴史のどちらかで3年以上の在職年数が必要です。</p>
<p>専科担任を行った在職年数は、「基礎となる免許状」の在職年数になりません。</p>	<p>✓ 「基礎となる免許状」が中学校教諭（音楽）免許状、「取得しようとする免許状」が小学校教諭免許状、小学校で音楽の専科担任として3年の在職年数がある場合の扱いは、次のようになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「基礎となる免許状」での在職年数（中学校等で3年以上）がある場合は、隣接校種による免許状の取得が可能（専科担任の在職年数により、必要単位が軽減されます）。 ● 「基礎となる免許状」での在職年数（中学校等で3年以上）がない場合は、隣接校種による免許状の取得はできません。
<p>日本人学校に派遣されていた期間は、在職年数に含めることができません。</p>	<p>✓ 日本人学校に派遣されていた期間は、上級免許状を取得する場合には在職年数に含めることができます（規則第67条）が、隣接校種の免許状を取得する場合は、同条に規定がないため、在職年数に含めることができません。</p>
<p>休職、育児休業の期間は、在職年数に含めることができません。</p>	
<p>臨時的任用職員の期間は、「月数と日数」となります。</p>	<p>✓ 任用期間が平成29年4月1日～平成30年3月25日の場合の在職年数は11月と25日です。</p> <p>✓ 月の途中から任用された場合の在職年数は、在職年数の計算方法（次ページ）によります。</p>
<p>非常勤講師等の期間は、勤務条件により期間の換算を行った「換算後の月数と日数」となります。</p>	<p>✓ 在職年数の計算方法（次ページ）により算出されたものとします。</p>

(参考) 在職年数の計算方法

ア 月数の計算

任期 (始)	任期(終)の月に応当日(同じ日付)があるか	在職期間が2ヶ月となる場合	
		任期 (終)	例
月の初日	—	翌月の末日	✓ 1月1日～2月28日 (※1) ✓ 9月1日～10月31日
月の初日以外	ある	翌々月の <u>応当日の前日</u>	✓ 1月15日～3月14日 ✓ 3月31日～5月30日 ✓ 7月30日～9月29日
	ない	翌々月の <u>末日</u>	✓ 7月31日～9月30日

※1 うるう年の場合は「2月29日」

イ 在職年数への換算率 (※2 非常勤講師の担当日時数に、日/週と時間/週の両方の記載がある場合は、換算率の高い方を適用)

職			換算率	
正規教員、臨時的任用職員、常勤講師			1 / 1	
非常勤講師	担当日時数	6日/週 又は 15時間/週以上	※2	
		5日/週 又は 12～14時間/週		5 / 6
		4日/週 又は 9～11時間/週		2 / 3
		3日/週 又は 6～8時間/週		1 / 2
		2日/週 又は 3～5時間/週		1 / 3
		1日/週 又は 2時間/週以下		1 / 6

ウ 非常勤講師の「換算後の月数と日数」の算出

- ✓ 換算率 1 / 1 の期間は、任用期間の「月数と日数」となります。
- ✓ 換算率 5 / 6 以下の期間は、「ア 月数の計算」により算出された月数 (1月未満切捨) に「イ 在職年数への換算率」を掛けた「換算後の月数」(1月未満切捨) となります。

(例1) A校 : H23. 4. 1～H23. 11. 20 (5日/週) の場合 (任用期間は7月と20日)
 $\Rightarrow 7 \text{月} \times 5 / 6 = 5.83 \Rightarrow \boxed{5 \text{月}}$

(例2) B校 : H23. 4. 5～H24. 3. 20 (週6時間)、C校 : H23. 10. 1～H24. 3. 20 (週9時間) の場合、重複期間の時間数を合算して (期間1) と (期間2) にします。

(期間1) H23. 4. 5～H24. 9. 30 (週6時間) (任用期間は5月と26日)
 $\Rightarrow 5 \text{月} \times 1 / 2 = 2.5 \Rightarrow \boxed{2 \text{月}}$

(期間2) H23. 10. 1～H24. 3. 20 (週15時間) (任用期間は5月と20日)
 \Rightarrow 換算率 1 / 1 なので、 $\boxed{5 \text{月と} 20 \text{日}}$

第1 幼稚園教諭二種免許状を取得する場合

【根拠規定：法別表第8、規則第18条の2・第18条の4】

<表4-1>

基礎となる免許状		小学校教諭（専修・一種・二種）免許状		
在職年数	基礎となる免許状の校種及び教科での在職年数（ア）	3年		
	【単位軽減のための在職年数】 取得しようとする免許状（幼稚園教諭二種免許状）の種類に応じた在職年数（イ）	なし	+1年	
最低修得単位数（ウ）	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）（エ）	6	3

<備考>

(ア) P.2 (1)参照

(イ) P.3 (2)参照

(ウ) 幼稚園教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要とされる事項を含む科目について修得します。

(エ) 「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」のみで修得します。健康・人間関係・環境・言葉・表現の領域は、任意に選択してください。

第2 小学校教諭二種免許状を取得する場合

【根拠規定：法別表第8、規則第18条の2・第18条の4、細則別表第1の5の2(1)】

<表4-2>

基礎となる免許状			幼稚園教諭（専修・一種・二種）免許状			中学校教諭（専修・一種・二種）免許状		
在職年数	基礎となる免許状の校種及び教科での在職年数(ア)		3年			3年		
	【単位軽減のための在職年数】 取得しようとする免許状の種類(小学校教諭二種免許状)に応じた在職年数(イ)		なし	+	+	なし	+	+
最低修得単位数 (ウ)	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）(エ)	10	7	5	10	7	5
		〔各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）から除かれる教科〕	生活			〔所有する中学校免許状の全ての教科に相当する教科(オ)〕		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	1	1	1			
		生徒指導の理論及び方法	2	2	1			
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法								
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法								
		全ての事項を含んで修得						

<備考>

(ア) P. 2 (1) 参照

(イ) P. 3 (2) 参照

(ウ) 小学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要とされる事項を含む科目について修得します。

(エ) 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、次のとおり修得する必要があります。※の必要教科数はいずれかとし、内訳の単位数を含んで修得します。

<表4-2>最低修得単位数		10単位	7単位		5単位		
「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の必要教科数		5教科	※		※		
内訳	2単位以上を修得	(5教科)	(3教科)	(2教科)	(2教科)	(1教科)	
	1単位以上を修得		(1教科)	(3教科)	(1教科)	(3教科)	(5教科)

(オ) 相当する教科は、次のとおりです。

中学校免許状の教科	国語	社会	数学	理科		音楽	美術・技術	家庭	体育	外国語
小学校の教科	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語

第3 中学校教諭二種免許状を取得する場合

【根拠規定：法別表第8、規則第18条の2～第18条の4、細則別表第1の5の2(2)】

<表4-3>

基礎となる免許状		小学校教諭（専修・一種・二種）免許状	高等学校教諭（専修・一種）免許状（ア）						
在職年数	基礎となる免許状の校種及び教科での在職年数（イ）	3年			3年				
	【単位軽減のための在職年数】 取得しようとする免許状の種類（中学校教諭二種免許状）に応じた在職年数（ウ）	なし	＋1年	＋2年	＋3年	なし	＋1年	＋2年	
最低修得単位数（エ）	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項（オ）	10	7	5	5			
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）（カ）	2	2	1	1			
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法					1	1	1
		生徒指導の理論及び方法	全ての事項を含んで修得						
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法							
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2	2	2	1	2	1	1		
大学が独自に設定する科目（キ）					4	3	2		

<備考>

(ア) 取得できる中学校教諭二種免許状の教科は、「基礎となる免許状」の相当教科となります（<表4-4>の「基礎となる免許状（高）の教科」に対応する「取得しようとする免許状（中）の教科」）。

(イ) P. 2 (1) 参照

(ウ) P. 3 (2) 参照

(エ) 中学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要とされる事項を含む科目について修得します。

(オ) 免許教科の種類に応じ、それぞれ定める「教科に関する専門的事項」（<表4-5>参照）について、一般的包括的内容を含みながらそれぞれ1単位以上修得します。

なお、「教科に関する専門的事項」の数が、<表4-3>の(オ)の最低修得単位数を超える場合は、<表4-3>の(オ)の最低修得単位数に相当する数の「教科に関する専門的事項」について、一般的包括的内容を含みながらそれぞれ1単位以上修得します。

（例）<表4-3>の(オ)の最低修得単位数が5、「教科に関する専門的事項」の数が8の場合（理科）は、「教科に関する専門的事項」の5科目について、一般的包括的内容を含みながらそれぞれ1単位以上を修得。

(カ) 取得しようとする免許状の教科ごとに修得する必要があります。

- (キ) <表4-4>の「教科に関する専門的事項のうち修得が必要なもの」欄に記載があるものは、同表の「在職年数に応じた必要単位数」を含んで修得してください（一般的包括的内容を含む必要はありません）。

<表4-4>

取得しようとする免許状(中)の教科	基礎となる免許状(高)の教科	教科に関する専門的事項のうち修得が必要なもの	在職年数に応じた必要単位数		
			高等学校教諭(専修・一種)免許状)の校種及び教科での在職年数(3年)		
			取得しようとする免許状の種類(中学校教諭二種免許状)に応じた在職年数		
			なし	+1年	+2年
国語	国語	書道(書写を中心とする。)	1単位以上		
社会	地理歴史	「法律学、政治学」	各科目についてそれぞれ1単位以上	2以上の科目についてそれぞれ1単位以上	
		「社会学、経済学」			
		「哲学、倫理学、宗教学」			
公民	日本史・外国史	各科目についてそれぞれ1単位以上			
	地理学(地誌を含む。)				
数学	数学				
理科	理科	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	3以上の科目についてそれぞれ1単位以上	2以上の科目についてそれぞれ1単位以上	
		化学実験(コンピュータ活用を含む。)			
		生物学実験(コンピュータ活用を含む。)			
		地学実験(コンピュータ活用を含む。)			
音楽	音楽				
美術	美術	工芸	1単位以上		
保健体育	保健体育				
技術	工業・情報	木材加工(製図及び実習を含む。)	各科目についてそれぞれ1単位以上	2以上の科目についてそれぞれ1単位以上	
		金属加工(製図及び実習を含む。)			
		栽培(実習を含む。)			
家庭	家庭				
外国語(各国語)	外国語(各国語)				
宗教	宗教				

<表 4-5>

免許教科	教科に関する専門的事項
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)/国文学(国文学史を含む。)/漢文学/書道(書写を中心とする。)
社会	日本史・外国史/地理学(地誌を含む。)/「法律学、政治学」/「社会学、経済学」/「哲学、倫理学、宗教学」
数学	代数学/幾何学/解析学/「確率論、統計学」/コンピュータ
理科	物理学/物理学実験(コンピュータ活用を含む。)/化学/化学実験(コンピュータ活用を含む。)/生物学/生物学実験(コンピュータ活用を含む。)/地学/地学実験(コンピュータ活用を含む。)
音楽	ソルフェージュ/声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)/器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)/指揮法/音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)/音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)
美術	絵画(映像メディア表現を含む。)/彫刻/デザイン(映像メディア表現を含む。)/工芸/美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)
保健体育	体育実技/「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)/生理学(運動生理学を含む。)/衛生学・公衆衛生学/学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
保健	生理学・栄養学/衛生学・公衆衛生学/学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
技術	木材加工(製図及び実習を含む。)/金属加工(製図及び実習を含む。)/機械(実習を含む。)/電気(実習を含む。)/栽培(実習を含む。)/情報とコンピュータ(実習を含む。)
家庭	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)/被服学(被服製作実習を含む。)/食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)/住居学/保育学(実習を含む。)
職業	産業概説/職業指導/「農業、工業、商業、水産」/「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」(※「農業、工業、商業、水産」は2以上にわたって各2単位以上を修得します。「水産」は「商船」をもって替えることができます。)
職業指導	職業指導/職業指導の技術/職業指導の運営管理
英語	英語学/英語文学/英語コミュニケーション/異文化理解(※英語以外の外国語については、それぞれ英語の例により修得します。)
宗教	宗教学/宗教史/「教理学、哲学」

※ 「 」内に表示された教科に関する専門的事項は、職業の「農業、工業、商業、水産」を除き、いずれか1以上にわたって修得します。

第4 高等学校教諭一種免許状を取得する場合

【根拠規定：法別表第8、規則第18条の2～第18条の4、細則別表第1の5の2(3)】

<表4-6>

基礎となる免許状		中学校教諭（専修・一種）免許状（7）			
在職年数	基礎となる免許状の校種及び教科での在職年数（イ）	3年			
	【単位軽減のための在職年数】 取得しようとする免許状の種類（高等学校教諭一種免許状）に応じた在職年数（ウ）	なし	+1年	+2年	
最低修得単位数 (I)	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)（オ）	2	1	1
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2	2	1
	大学が独自に設定する科目（カ）		8	6	4

<備考>

- (ア) 中学校教諭二種免許状は「基礎となる免許状」になりません。
取得できる高等学校教諭一種免許状の教科は、「基礎となる免許状」の相当教科となります（<表4-7>の「基礎となる免許状（中）の教科」に対応する「取得しようとする免許状（高）の教科」）。
- (イ) P. 2 (1) 参照
- (ウ) P. 3 (2) 参照
- (エ) 高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要とされる事項を含む科目について修得します。
- (オ) 取得しようとする免許状の教科ごとに修得する必要があります。
- (カ) <表4-7>の「教科に関する専門的事項のうち修得が必要なもの」欄に記載があるものは、同表の「必要単位数」を含んで修得してください（一般的包括的内容を含む必要はありません）。

<表 4-7>

取得しようとする免許状(高)の教科	基礎となる免許状(中)の教科	教科に関する専門的事項のうち修得が必要なもの		必要単位数
国語	国語			
地理歴史	社会	日本史 外国史 人文地理学・自然地理学 地誌	左の科目のうちから1科目以上	1単位以上
公民	社会	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」 「社会学、経済学(国際経済を含む。)」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	左の科目のうちから1科目以上	1単位以上
数学	数学			
理科	理科			
音楽	音楽			
美術	美術			
保健体育	保健体育			
保健	保健			
情報	技術	情報システム(実習を含む。) 情報通信ネットワーク(実習を含む。) マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。) 情報と職業		各科目についてそれぞれ1単位以上
工業	技術	工業の関係科目 職業指導		各科目についてそれぞれ2単位以上
家庭	家庭	住居学(製図を含む。) 保育学(実習及び家庭看護を含む。) 家庭電気・家庭機械・情報処理		各科目についてそれぞれ1単位以上
外国語(各国語)	外国語(各国語)			
宗教	宗教			